



セルビアの
投資
インセンティブ

目次

	投資インセンティブ	2
奨励金支給インセンティブ	奨励金の支給	3
	“貴社の場合は次のどれに当てはまりますか?”	6
	雇用奨励金プログラム	7
	新卒従業員の訓練プログラム	8
	従業員再訓練プログラム	9
税制上のインセンティブ	極めて例外的な優遇法人税率	10
	貴社に有益な様々な税制上のインセンティブが用意されています	11
	税免除	12
	税額控除	12
	コンセッション(使用免許権)課税免除	13
	損失の繰り延べ	13
	二重課税の防止	14
	給与所得税支払免除措置	15
	社会保障負担金の支払い免除	16
	特別年間所得税	16
フリーゾーン(経済特区)での付加価値税免除	17	
その他のインセンティブ	輸入の関税免除	18
	地方・地区でのインセンティブ	19
	SIEPAについて	20



ムラージャン
デインキッチ

経済・地域開発大臣

セルビアは過去9年間ビジネス環境の改良および投資条件の改善に努めてきました。セルビアは、現存するビジネスを支援するだけでなく新規事業を勇気づけるためには、それにふさわしい法律の制定と事業意欲を刺激する税体系が必要であるとの認識のもとに、2000年以降、多くの法改正を行って参りました。これにより世界銀行のビジネス環境の現状報告書2006年版にて、セルビアは経済改革のリーダーと評価されています。

この小冊子は、セルビアが貴社のビジネスに適した様々な投資インセンティブを最適な方法で提供することをお知らせするものです。

奨励金支給インセンティブ	大規模投資案件に対して投資額の25%に当たる奨励金を交付
	そのほかの投資案件に対して新規雇用一人あたり2,000から10,000ユーロの奨励金を交付
	国家雇用庁が提供する様々な支援スキーム
税制上のインセンティブ	大規模投資案件に対する10年間の法人税免除
	開発途上地区での投資案件に対する5年間の法人税免除
	固定資産投資額の80%を上限とする税額控除
	コンセッション（使用免許権）に対する5年間の法人税免除
	損失繰延べの5年間適用
	二重課税の防止
	給与所得税、社会補償負担金の減免措置
	最高50%までの年間所得税の減税
その他のインセンティブ	フリーゾーン(経済特区)での付加価値税免除
	輸入の関税免除
	地方・地区でのインセンティブ

奨励金の支給

支給対象プロジェクト 大規模投資案件に対して特別な財政支援として奨励金が支給されます。投資額が2億ユーロ以上、そして最低新規雇用創出数が1000の場合、合計投資額の25%がセルビア政府から奨励金として支給されます。投資額が5000万ユーロ以上、そして最低新規雇用創出数が50の場合、合計投資額の20%がセルビア政府から奨励金として支給されます。

製造業、国際的な市場で活動するサービス産業に関するグリーンフィールドおよびブラウンフィールド投資案件に対し、財政支援としての新規雇用一人当たり2000～5000ユーロが奨励金として支給されます。

奨励金の概要						
支給対象となる事業	大規模事業		その他の事業			
	製造業、国際的な市場で活動するサービス産業		製造業			国際的な市場で活動するサービス産業
	資本・労働集約系事業	労働集約系事業	発展途上地区と政府特定地域での事業	政府特定地域での自動車・電器・IT産業の事業	その他の地域での事業	全ての地域での事業
支給額	合計投資額の25%	合計投資額の20%	4000～10,000ユーロ	5000～10,000ユーロ	2000～5000ユーロ	2000～10,000ユーロ
最低投資額	2億ユーロ	5000万ユーロ	50万ユーロ	50万ユーロ	100万ユーロ	50万ユーロ
最低新規雇用創出数	1,000	300	50	50	50	10

奨励金支給基準 奨励金は、各投資案件について次の各基準によって評価・点数化した上で支給されます。

- 投資家の経歴
- 最終製品への国内サプライヤーの参加度合いおよび地場企業への投資効果
- 投資の持続可能性
- 研究開発分野に及ぼす効果
- 人材育成に及ぼす効果
- 環境への影響
- 当該サービス分野への投資に伴う国際市場での売上高
- 輸入代替工業化の効果
- 地域社会の発展に及ぼす効果、および
- 地域での関連コスト節減に関連する地方自治体の支援





支給プラン セルビア政府による奨励金の申請先はセルビア投資輸出促進庁（SIEPA）です。申請に必要な書類はSIEPAのウェブサイト(www.siepa.gov.rs)から入手できます。

投資案件の審査が終了した段階で、獲得点数に従って報奨金が支給されます。奨励金は、選択された投資プロジェクトの進捗に応じて4段階に分けて支給されます。

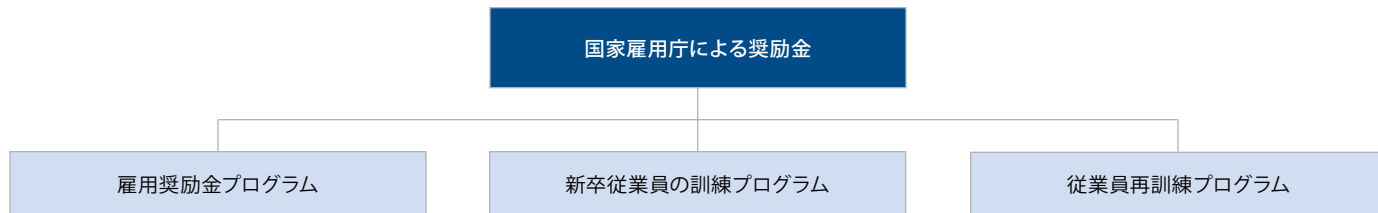
第1回目 - 用地の売買・賃貸契約締結後

第2回目 - 建設許可取得後

第3回目 - 土地の利用権取得後

第4回目 - 投資プロジェクトで想定した雇用計画の達成後

“貴社の場合は次のどれに当てはまりますか？”



雇用奨励金プログラム

50人の従業員制限 雇用奨励金プログラムは、国家雇用庁に失業者として登録された、又は余剰労働者になった人たちを最大で50人雇用することを条件に政府奨励金が支給されます。グリーンフィールドおよびブラウンフィールド投資案件に対しては、50人以上の雇用でも政府奨励金が支給される場合もあります。

支給額は投資案件で対象となる地域それぞれの雇用水準によって変わりますが、テーブルを参照してください。

地域/雇用水準	支給額*
もっとも発達していない地域	160,000ディナール (約1,550ユーロ)
発達していない地域	130,000ディナール (約1,260ユーロ)
その他の地域	80,000 ディナール (約775ユーロ)

* 支給額は2011年の為替レートをもとに掲載されています：

1ユーロ=103,2810ディナール

新卒従業員の訓練プログラム

支給基準 新卒従業員訓練のインセンティブには、未熟練従業員に対する職業訓練のための政府奨励金が含まれます。この支給プログラムは2011年に実施されることが決まっており、給与の補助金支給のほか、社会保険料の負担など15,000人の新卒従業員を対象にプログラムが実施されることが決まっています。

学歴	最大訓練期間	給与支給額*
高校卒	6ヶ月間	16,000ディナール(150ユーロ)
2年制短大卒	9ヶ月間	18,000ディナール(170ユーロ)
大学卒	12ヶ月間	20,000ディナール(210ユーロ)

* 新卒従業員一人当たりの補助金支給額



従業員再訓練プログラム

プログラムの内容 従業員再訓練プログラムは国家雇用庁によって行われるもので、国家雇用庁に登録された特定業種で人員が不足している場合、または、企業に熟練技術者が不足している場合当該企業からの要請で実施されます。再訓練対象者は国家雇用庁と当該企業が共同して選抜し、当該企業の中でま

たは指定訓練機関で行うことができます。最も重要なこととして、再訓練にかかる費用一人当たり80,000ディナール(約850ユーロ)のほぼ全てが政府によって負担されることです。

極めて例外的な優遇法人税率が適用されます。

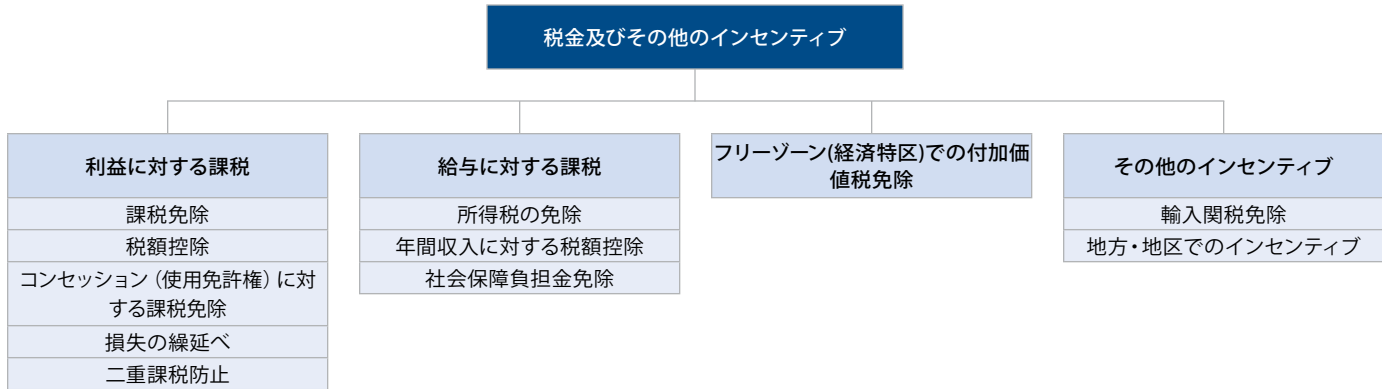
税率10% 多くの企業がこの特例税率を享受して成功しています。貴社もこの特別税率をエンジョイしてください。

法人税率	
セルビア	10%
ブルガリア	10%
ルーマニア	16%
ポーランド	19%
スロバキア	19%
ハンガリー	19%
チェコ共和国	19%
クロアチア	20%

出所: PricewaterhouseCoopers



貴社に有益な様々な税制上のインセンティブが用意されています。
 貴社はどれを選ばれますか？



税免除

大規模投資案件に対する課税免除 以下の企業は、課税可能な利益が計上される初年度から起算して10年間、法人税が免除されます。

- 同企業が、8億ディナール（約770万ユーロ）を超える固定資産投資を行い、かつ、
- 同投資期間を通じて少なくとも100人の正規従業員を追加雇用した場合

未発達地域の課税免除 次の条件を満たして未発達地域での投資案件に対しては5年間の課税免除が受けられます：

- 800万ディナール（約8万ユーロ）を超える固定資産投資を行う場合、
- 固定資産の80%以上を主要活動に投資すること、
- 投資期間の間に無期限の雇用契約による正規雇用が5人以上であること、
- 従業員の80%が投資案件の未発達地域に住んでること。



コンセッション（使用免許権）課税免除

5年間の課税免除 コンセッション（使用免許権）関連の投資案件に対しては、投資が完成した日から起算して5年間の課税免除が受けられます。コンセッション投資が完成する前に生じた所得についても課税されません。

税額控除

80%の税額控除 多くの業種(農業、漁業、繊維系と織物の製造、衣類、皮革、卑金属、金属製品、機械、オフィス機器、電気機械、ラジオ、テレビと通信機器、医療機器、自動車、リサイクル業、映像制作)が固定資産投資の80%相当額についての税額控除を受けることができます。未使用の控除額については最長10年まで繰り越しが可能です。

20%の税額控除 各課税期間の固定資産投資額の20%相当額を課税額から控除することができます。この控除は総課税額の50~70%を超えることはできません。なお、この税額控除は最長10年まで繰り越しが可能です。



損失の繰り延べ

5年間の繰り越し適用 申告された課税上の損失は5年間の繰り延べが可能で、かつ、将来の利益で相殺することができます。

二重課税の防止

相互互惠のインセンティブ 二重課税防止条約が締結されている場合、企業が海外で得た所得について既に海外で納税を済ませた場合、当該納税金額をセルビアの法人税から控除することができます。

個人が外国で得た個人所得についても同様です。

二重課税防止条約の締結国			
国名	発効した年	国名	発効した年
ブルガリア	2000	英国	1982
ベルギー	1981	イタリア	1983
中国	1997	オランダ	1982
クロアチア	2004	ノルウェー	1985
キプロス	1986	ロシア	1995
チェコ共和国	2005	スロバキア	2001
フィンランド	1987	スロベニア	2003
フランス	1975	スウェーデン	1981
ドイツ	1988	スイス	2007

出所：セルビア共和国官報

給与所得税支払免除措置

給与への課税が優遇されています 個人所得税は、さまざまな所得源に応じて個人に課税されます。税率は、給与所得が12%、その他(受取利息、配当金、利益分配など)は10%となっています。非居住者はセルビアで生じた所得について課税されます。

課税減免措置 個人納税者は外国で得た所得に対して支払った税額について、税額控除を受けることができます。セルビアでの給与所得税の課税標準の計算にあたり、フルタイム従業員の場合月額6,554ディナール(約60ユーロ)を給与総額から控除することができます。

給与所得税支払免除措置 セルビアでは雇用主が従業員の給与所得税の支払い義務を負いますが、正規従業員を新たに雇用した雇用主は、次の期間について、当該新規従業員の給与所得税の支払い義務を免除されます。

3年間	30歳以下の新規卒業者で国家雇用庁から失業認定を受けた者
	身体障害者
2年間	国家雇用庁により3ヶ月以上失業したと認定を受けた者で、30歳以下の者
	国家雇用庁により6ヶ月以上失業認定を受けた、もしくは失業給付を受けている者で45歳以上の者

社会保障負担金の支払い免除

社会保険料支払い免除 雇用主は社会保険料事業主の負担の支払い免除を次の期間で受けることができます。

3年間	30歳以下の未熟練労働者で国家雇用庁により失業認定を受けた者
	身体障害者
2年間	30歳以下で国家雇用庁により失業認定を受けて3ヶ月以上経過した者
	50歳以上で国家雇用庁により失業認定を受けて6ヶ月以上経過したか、もしくは失業給付を受けている者
	45歳以上50歳までの従業員 (80%の免除)

特別年間所得税

10%から15%の年間所得税 非セルビア国民で、年間所得がセルビアにおける平均給与年額の3倍を超える場合、年間所得税が課税されます。年間所得が平均給与年額の6倍未満の場合の税率は10%、6倍を超える場合の税率は15%となります。なお、課税対象所得は納税者本人に

ついて更に平均年間給与の40%、扶養家族がある場合は一人あたり平均年間給与の15%まで減額されます。ただし、減額幅は課税対象所得の50%を超えることはできません。



フリーゾーン(経済特区)での付加価値税免除

免税ゾーン セルビアでの免税ゾーンでの商業活動により得た所得は付加価値税が非課税となります。セルビアでは6つの免税ゾーンがあります：スボティツァ(Subotica)、ノビ・サド(Novi Sad)、ズレニャニン(Zrenjanin)、

シャバツツ(Sabac)、クラグエバツツ(Kragujevac)そしてピロツツ(Piroć). 海外企業はセルビア政府から認定を受けた投資案件に対し独自の私有免税ゾーン設けることが可能になっています。

輸入の関税免除

関税の免除 海外投資家は下記の品目に対しての関税が一部免除されます。

設備機器	セルビアの企業への投資額に相当する合計金額までの新しい・中古の設備機器と貨物自動車の輸入の関税免除
	フリーゾーン(経済特区)にて輸入される新しい・中古の設備機器の関税免除
	フリーゾーン(経済特区)にて輸入される新しい・中古の設備機器
原材料	関税率1%もしくは5%掛かる特定の原材料の輸入、次の条件を満たすもの: 1) 生産のみに使われる原材料、2) セルビアで生産されていない、もしくは十分な量で生産されていないもの、もしくは品質が十分高くないものに限る
	フリーゾーン(経済特区)にて輸入される原材料
建設資材	建設資材の輸入
加工されたタバコ	加工されたタバコの輸入の関税免除、次の条件を満たすもの: 1) 生産のみに使われるもの、2) セルビアで生産されていない、もしくは十分な量で生産されていないもの、もしくは品質が十分高くないものに限る

セルビア地域・地区でのインセンティブ

ヴォイヴォディナ地方での奨励金支給 ヴォイヴォディナ地方での投資案件に対し、財政支援としての新規雇用一人当たり100,000ディナール(約970ユーロ)が奨励金として支給され、さらに次の条件を満たせば追加の30,000ディナール(約290ユーロ)が支給されます：

- 特定のカテゴリーの労働者を10人以上雇用した場合、
- ヴォイヴォディナ地方の未発達地域での新規雇用の場合

さらに、ヴォイヴォディナ地方の雇用者は研修生を12ヶ月まで雇う場合、給与に関する奨励金が支給されます。その期間雇用者は大学卒の研修生に対して37,500ディナール(約365ユーロ)、短大卒の研修生に対して27,800ディナール

(約270ユーロ)が支給されます。この支給額は所得税、社会保険料をもカバーし、雇用者は3か月分の支給額を政府から前払いされることができます。

地域での税免除 セルビアではそれぞれの地域にはさまざまなインセンティブが用意されています。主要なものは、次のものが含まれています：

- 市の宅地の賃貸料の免除又は控除、分割払いでの支払いも可能。これは全て事前に政府の同意を得ることが必要
- 市の宅地開発費の軽減、手数料の免除や割引などの奨励措置
- その他の地域での手数料の免除又は控除（例：企業名を表示するための料金など）。

私たちSIEPAの専門家がご一緒にします。

セルビア投資輸出促進庁は、セルビア共和国政府によって設立された政府機関です。

SIEPAの使命は、外国投資家のセルビアでの起業や事業の拡大、また国内業者の国際的なビジネス遂行を支援することにあります。

投資実施前段階でのサービス

- 外国直接投資に関する法令などの情報提供
- マクロ経済データおよび特定業界の情報提供
- 事業費の分析サービス
- ビジネス機会に関する情報提供

投資実行段階でのサービス

- 会社設立のお手伝い（登記手続き、労働許可取得、オフィススペース確保等）
- グリーンフィールド投資用事業用地の紹介
- ブラウンフィールド投資用既存施設の紹介
- 事業用地視察の手配
- ジョイントベンチャー・パートナーの紹介
- 中央政府および地方政府関係機関とのコンタクトのお手伝い

投資実行後のサービス

- 中央および地方政府関係者との交渉支援
- ビジネス関係サービス業者（銀行、リース会社、コンサルティング会社、法律事務所、不動産業者等）についてのアドバイス
- 地元下請け業者の紹介

SIEPA セルビア投資輸出促進庁 • 3, Vojkovičeva St. • 11000 Belgrade, Serbia • phone: +381 11 3398 550 • fax: +381 11 3398 814 • office@siepa.gov.rs • www.siepa.gov.rs

- EU Countries
- Non EU Countries
- CEFTA
- 10th Pan-European Corridor
- 7th Pan-European Corridor



セルビア投資輸出促進庁
3, Vojkovičeva St.
11000 Belgrade, Serbia
phone: +381 11 3398 550
fax: +381 11 3398 814
e-mail: office@siepa.gov.rs
www.siepa.gov.rs



SIEPA